

2013 年 11 月 1 日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

## ウルグアイ向け貨物対象 税関新規則に関するご案内

平素より、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

この度、ウルグアイ税関の新規則が施行され、全てのウルグアイ向け貨物に対して、下記詳細の Manifest 及び B/L 記載が義務付けられることとなりましたので、以下の通りご案内申し上げます。

お客様におかれましては、Shipping Instruction を差し入れて頂く際、記載漏れのないよう、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

### <適用開始日>

2013 年 11 月 1 日 (MONTEVIDEO 入港日ベース)

### <Manifest及びB/L記載必須事項>

1. Consignee 様の会社名/住所/Legal ID and number of legal ID  
(General TAX Code number, the passport number or identity card)
2. Shipper 様の会社名/住所/Legal ID and number of legal ID
3. Notify Party 様の会社名/住所/電話番号/Legal ID and number of legal ID
4. NCM number (Cargo harmonized code number)  
最初の 4 桁、複数ある場合は全てについて記載必須。
5. 貨物の総容積 Cubic Meters (M3) 及び KGS per コンテナ

以上

お問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

横浜ブッキングセンター 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 050-3786-7136)

**Mitsui O.S.K. Lines (Japan), Ltd.**

[www.moljapan.co.jp](http://www.moljapan.co.jp)